

徳島県安否確認アプリ構築業務 企画提案書等作成要領

1 はじめに

本書は、徳島県安否確認アプリ構築業務に係るプロポーザル実施に関し、提案者に提出を求める企画提案書等の作成方法等について定めるものであり、提出にあたっては、本書はもとより、「仕様書」についても熟読すること。

2 提出書類等

(1) 企画提案書

ア 「実施要領」に記載の提案事項、及び「仕様書」等の内容を踏まえ、後述の「3 企画提案書提出体裁」に従い記載することとし、記載順序も「実施要領」記載の一覧のとおりとすること。

イ その他提案することがある場合は、追加提案として記載すること。

ウ 留意点

(ア) 企画提案書等に記述した事項は、追加提案を含め提示価格の範囲内で実現すること。

(イ) 具体的な手法や条件、事例との比較等を含めて分かり易く簡潔明瞭に記載すること。

(ウ) 提案者の知見や他自治体等での実績に基づき、具体的な支援内容について詳細に記述すること。

(エ) 必要に応じ、図表の使用も可とする。

(オ) 専門的知識に長けている者でなくても評価が可能となるよう、可能な限り平易な言葉を用いること。

(カ) 専門用語等を用いらざるを得ない場合には、同用語の説明を本文中に記述するか、提案書付録として添付すること。

(キ) カタログやパンフレット等からの転載のみによる記載は認めない。

(2) 見積書

本業務の契約対象となる「構築業務」と、令和9年度以降に予定している「運用保守業務」について、内訳を分けて作成し、提出すること。様式は任意とするが、以下の要件を満たすこと。

ア 構築業務に係る見積書（本契約用）

(ア) 実施要領「1 (5) 委託費の上限額」に示された金額の範囲内で作成すること（消費税及び地方消費税を含む）。なお、アプリ公開から令和9年3月31日までの初期運用及びサーバ利用料等を含むこと。

(イ) 工程別、種目別等の内訳を明記し、積算根拠が明らかになるようにすること。

イ 運用保守業務に係る見積書（参考見積・評価用）

(ア) 本システム構築後、運用保守業務を委託する場合の年間経費（1カ年分）及び5年間（令和9年度～令和13年度）の総額を記載すること。

(イ) この見積書は、システムの維持管理に係るランニングコストの妥当性を評価するため、及び将来的に運用保守業務の契約を締結する際の参考とするものであり、今回の契約金額には含まれない。

(ウ) サーバ利用料、ドメイン維持費、保守対応費など、運用に必要な全ての経費を含めて算出すること。

3 企画提案書提出体裁

(1) 言語は日本語、通貨は円、単位は日本標準時及び計量法に従うこと。

(2) 用紙の大きさは、原則、日本工業規格A4（縦）とし、横書きで記載すること。ただし、図面

等補足資料でA3用紙を使用する場合は、A4版に折りたたむこと。

- (3) 用紙方向を横長とするときは、用紙上側を左側とすること。
- (4) 表紙及び目次を作成し、各ページの下部に通し番号を付すること。
- (5) 図表等には文章による記載のどの内容に関わるものか分かるよう、図表番号を付けること。
- (6) 両面印刷とし、表紙や目次も含めて80ページ以内とすること。
- (7) 文章部分は原則11ポイントのフォントを使用すること。
- (8) 左側2箇所をステープラ等で留めること。

4 その他

- (1) 企画提案書等の作成等に要する経費

企画提案書等の作成に要する経費は、全て提案者の負担とする。

- (2) 無効となる提案

以下のいずれかに該当する企画提案書等は無効とし、評価点を付与しない。

- ア 構成、提出部数、提出期限等に適合しないもの。
- イ 作成方法等に適合しないもの。
- ウ 記述すべき事項の全部又は一部が記述されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記述されているもの。

- (3) その他注意事項

- ア 提案に関して実現するための前提条件等があれば、必ず企画提案書等に記載すること。
- イ 企画提案書等の記述が、著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加事業者が負うこと。
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- エ 企画提案書等の記述について、複数の解釈ができるような記述をしないこと。複数の解釈ができる場合は、そのいずれの方法でも実現を保証しているものとみなす。
- オ 企画提案書等に示す内容は、参加事業者の責任において、契約後必ず対応することとする。
なお、個別業務の実施の有無等は発注者において決定する。